

第九十八回国会 大蔵委員会 議録 第三号

昭和五十八年二月二十二日(火曜日)

午後二時五十四分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 大原 一三君

理事 中村正三郎君

理事 野口 幸一君

理事 米沢 隆君

今枝 敬雄君

熊川 次男君

椎名 素夫君

平沼 越夫君

森田 一君

山崎武三郎君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

広瀬 秀吉君

柴田 弘君

玉置 一弥君

兼輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

經濟企画庁調整局審議官 横溝 雅夫君

大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵大臣官房審議官 吉田 正輝君

大蔵大臣官房審議官 水野 勝君

大蔵省主計局長 窪田 弘君

大蔵省理財局長 加藤 隆司君

大蔵省國際金融局長 大場 智満君

国税庁次長 酒井 健三君

委員外の出席者 国税庁直税部長 角 晨一郎君
大蔵省造幣局長 石川 周君
大蔵委員会調査室長 大内 宏君

二月九日 所得税の物価調整制度に関する法律案(第九十六回国会衆議案第三号)の提出者「堀昌雄君外八名」は「堀昌雄君外七名」に訂正された。
二月十八日 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)
同月二十二日 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
同月九日 申告納税制度の改悪反対等に関する請願(堀昌雄君紹介)(第三九五号)
一兆円所得減税に関する請願(中路雅弘君紹介)(第三九六号)
みなし法人課税制度の期限延長に関する請願外八件(永田亮一君紹介)(第三九七号)
南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属の処遇改善に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第三九八号)
同(木野晴夫君紹介)(第四七五号)
医療税制の確立に関する請願(堀昌雄君紹介)(第四二七号)
同(沢田広君紹介)(第四九九号)
不公平税制の是正、国民生活擁護の財政再建に関する請願外一件(吉原米治君紹介)(第四二八号)

納税者の記帳義務法制化反対等に関する請願(吉原米治君紹介)(第四二九号)
同(米田東吾君紹介)(第四三〇号)
中小企業事業承継税制実現に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第四五五号)
同月十六日 中小企業承継税制の創設促進に関する請願(小沢一郎君紹介)(第五三三号)
南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属の処遇改善に関する請願(村山喜一君紹介)(第五四四号)
公立高校用地確保のため筑波移転跡地払い下げ等に関する請願(上田哲君紹介)(第五九六号)
同(高沢寅男君紹介)(第五九七号)
同(長谷川正三君紹介)(第五九八号)
同(山花貞夫君紹介)(第五九九号)
同(山本政弘君紹介)(第六〇〇号)
同月十八日 税制改革に関する請願(岡田正勝君紹介)(第八二四号)
同(近藤豊君紹介)(第八二五号)
同(永末英一君紹介)(第八二六号)
同(西田八郎君紹介)(第八二七号)
みなし法人課税制度の期限延長に関する請願(野呂恭一君紹介)(第八二八号)
同月二十一日 申告納税制度の改悪反対等に関する請願(兼輪幸代君紹介)(第八五八号)
大幅減税、申告納税制度改悪反対等に関する請願(安藤巖君紹介)(第八五九号)
同(金子満広君紹介)(第八六〇号)
同(林百郎君紹介)(第八六一号)
同(不破哲三君紹介)(第八六二号)
同(藤田スミ君紹介)(第八六三号)

同(正森成二君紹介)(第八六四号)
同(松本善明君紹介)(第八六五号)
税制改革に関する請願(草川昭三君紹介)(第八六六号)
同(小沢貞孝君紹介)(第九三四号)
同(岡田正勝君紹介)(第九三五号)
同(木下敬之助君紹介)(第九三六号)
同(永末英一君紹介)(第九三七号)
同(和田一仁君紹介)(第九三八号)
同(大内啓伍君紹介)(第九八六号)
同(小淵正義君紹介)(第九八七号)
同(和田一仁君紹介)(第九八八号)
一兆円所得減税に関する請願(伊藤茂君紹介)(第九六三号)
は本委員会に付託された。

二月十七日 自動車重量税等の増税反対に関する陳情書外三件(刈谷市議会議長酒井敬義外三名)(第二二二号)
納税者の記帳義務法制化に関する陳情書(水戸市議会議長小林一彦)(第二二三号)
出資法改正案及び貸金業の規制等に関する法律案反対に関する陳情書(京都市中京区富小路通丸太町下ル京都弁護士会会長田辺照雄)(第二四号)
所得税の大幅減税に関する陳情書外一件(愛知県議會議長高橋アキラ外一名)(第二五号)
たばこ・塩専売制度存続に関する陳情書外二件(青森県上北郡下田町議會議長沢頭好規外二名)(第二六号)
塩専売制度の存続に関する陳情書外二件(田川市議會議長二場武外二名)(第二七号)
中小企業事業承継税制の創設に関する陳情書外三件(函館市議會議長越前達郎外三名)(第二八号)

たばこ専売制度存続に関する陳情書外六件（羽生市議會議長甲山忠外六名（第二九号））は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）

○森委員長 これより會議を開きます。
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府より提案理由の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
（本号末尾に掲載）

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました造幣局特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

造幣局特別会計の補助貨幣回収準備資金制度は、補助貨幣の引きかえまたは回収に充てるための準備資金を保有するために設けられたものであり、昭和四十四年度以降は、補助貨幣の発行現在額に見合う回収準備資金を保有して、現在に至っております。

しかしながら、現在の厳しい財政事情のもとで、改めてこの制度のあり方について見直しますと、これまでの制度運営の経験等にかんがみ、現実には、補助貨幣の発行現在額と同額の回収準備資金を保有する必要はないものと考えられます。

したがって、今後は、回収準備資金の額が補助貨幣の引きかえまたは回収その他造幣局の事業等に必要となる金額を超えないときは、その超える額を取り崩して毎年度の一般会計の財源とし

て使用することとし、本法律案を提出した次第であります。
以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

毎会計年度末における回収準備資金の額が、補助貨幣の引きかえまたは回収その他造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を同資金から一般会計の歳入に繰り入れることとしたしております。

また、この措置に伴いまして、回収準備資金に属する現金に不足があるときは、一時借入金を使用することができるとするほか、回収準備資金の不足によつて支障が生ずることとなった場合における一般会計からの同資金への繰り入れに付いて、規定の整備を図ることとしたしております。
以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○森委員長 これにて提案理由の説明は終わります。

○森委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田卓三君。

○上田（卓）委員 本法案の改正趣旨は、造幣特会の中の補助貨幣回収準備金を一般会計に繰り入れるという趣旨が趣旨のようでございます。そういう意味で、それに関連いたしまして、まず、いま国民的な要望であり、また同時に政治的問題にもなっております所得税減税につきまして冒頭に御質問を申し上げたい、このように思うわけでございます。

御存じのように、非常に物価高が依然として引き続きいておるわけでございます。特に勤労国民、とりわけ低所得者層には非常に深刻な生活苦となつておることは御存じだと思つておるわけでありま

すが、それに加えて、いわゆる名目賃金が上がると、物価が上がる、こういう状況のもとで六年間課税最低限が据え置かれてきたという状況の中から、いわゆる自然増収という名の實質増収がなされておる、こういうことではなからうか、このように思うわけでありませう。

先般の本會議でも、私は、中曾根総理並びに竹下大蔵大臣にもおる申し上げたわけでございますが、この六年間で何と四兆六千億円の巨額の金が自然増収という形で實質増収が図られておるといふこととございまして、サラリーマンの所得に対する源泉課税は、一九七七年の三兆二千八百四十億円に対して一九八三年度予算では実に七兆八千九百億円、一人当たり十三万四千円から二十三万四千円に増額いたしておるわけでございます。

納税人員は二千七百九十八万人から何と八百六十五万人もふえておられて、三千六百六十三万人に実は達しておるわけでございます。このことから見ましても、この六年間に、本来ならば所得税を納めなくてもいい人たちが、物価上昇によつて八百六十五万人も余分に納税者がふえておるということであらわしておる、このように思うわけでございます。こういう大幅な實質増収を考へますと、まさしく憲法の理念としての租税法律主義といえますか、議会のコントロールを全く欠いておるという状況で、憲法の理念に反するのではなからうか、このようにも考へておるわけでございます。

また、先ほど申し上げましたように、物価上昇によつての實質増収は、低所得者層にこそ大きな負担のかかる逆進的な性格を持つておるわけでございます。そういう意味で、このように思うに反するゆゆしき問題でありまして、財源を理由にして減税を渋る性格のものではない、このように考へておられますので、大蔵大臣の明確な減税に対する考へ方をお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○竹下國務大臣 これは五十三年度以来、御指摘のとおり所得税の課税最低限の据え置き等により

まして所得税負担が上昇しておるとして、減税を望む声がかつて強い、このことは十分承知いたしております。

しかしながら、わが国の財政は大変深刻な状況にありまして、一般歳出を前年度同額以下とする等の歳出削減に努める一方で、税制面でも租税特別措置の整理合理化等を図るなどして、税負担の公平化、適正化を一層推進することとしたしております。適正化を一層推進することとしたしております。適正化を一層推進することとしたしております。適正化を一層推進することとしたしております。

そこで、税制調査会におきましても、基本論から申し上げますと「五十八年度において所得税の見直しを行うことは財政状況等から見て見合はざるを得ない」との意見が大勢を占めた。という答申をいただいておりますので、減税を見送ることとしたわけでございます。この問題につきまして税制調査会は、さらに昭和五十九年度以降で見るだけ早期に、税制全体の見直しを行う中で、所得税の御指摘の課税最低限やまた税率構造について抜本的な検討を行う必要がある、こう言われておるわけでございます。

したがって、また委員御承知のように、昨年の三月六日、各党間の協議によりまして議長見解が出され、それに基づいて本委員会の小委員会でも種々専門的な角度から御議論をいただいた、その経緯等も踏まえながら、そして単なる数字上の問題だけでなく、大きな政治問題となつておるといふ見地から各党間でいま協議をしよう、こういうことになつておることは私も承知しております。したがつて今日、強いて申し上げますならば、その協議の推移を見守つておるといふことが現段階で正直なところ申し上げられる限界ではなからうか、こういうように考へております。

○上田（卓）委員 いずれにいたしましても、この六年間に四兆六千億円の税金が余分に取られ

ておるといふことであります。特に八百六十五万人の方が本来ならば税金を納めなくてもいいのに納めなければならぬというふうなことで、本当に私は反人道的な問題ではなからうかと考えておるわけでございまして、この自然増収という実質増税は、そういう意味では本当に憲法違反だと言わざるを得ない、私はこういうふうに思つておるわけでございまして。

これは、減税という言葉自身が非常に語弊があるわけでございまして、余分に取つた税金をもとに戻すということでありまして、何も税金をまける、減税という性格のものじゃなしに、物価調整という形で恒久的な税制として、単年度の問題じゃなしに、こういう物価上昇が起きたときには自動的に是正するという性格のものではないか、私はこういうふうに考えております。そういう点で、大蔵大臣のこの問題に対する認識が非常に不十分であると私は考えざるを得ない、このように思うわけであります。

特に、昨年の衆議院の議長のいわゆる見解、あるいはさらに減税小委員会でも減税の必要性については各党が合意をしておるわけでございまして、また減税方式も、いわゆる単年度の戻し方式ではなく、きちんとした恒久税制、こういうことでも合意しておるのではないか、このように考えておるわけでございまして。しかも、当時の竹下幹事長代理は腹をたたいて五十八年度は実施すると語つた、こういうふうに今朝の予算委員会でもわが党の藤田議員が述べておられるわけでございまして、また減税問題は、塩崎経企庁長官が、これも今朝予算委員会で、課税最低限が五年間据え置かれたもやもやを取り除く政治問題である、こういうふうに述べておるようございまして。

そういう意味で、こういう非常に大きな政治問題となつておる問題でありますだけに、各党の合意を待つて云々というふうなことじゃなしに、また今朝においても、各党合意を最大限尊重、こういうことでもございまして、やはりこれは憲法問題にもかかわる大きな問題であろう、このように考

えておるわけでございまして、財源問題に矮小化してとらえる問題じゃなしに、この時点で中曽根内閣として、竹下大蔵大臣として決断をするときに来たのではないか、このように考えておりますので、そういう官僚的な答弁じゃなしに、はっきりと国民にお答えをいただきたい、このように思っています。

○竹下国務大臣 率直に申しまして、昨年の三月六日、私が自由民主党を代表して各党協議の場に出かけさせていただいたわけであります。結果は、政調、政審レベルの責任者の方に工夫をさせていただきまして、それが議長見解となつたわけであります。

したがって、当時、私自身記憶を呼び戻してみましても、いわば歳入欠陥がある意味において予測されるのではないかとこのころから戻し税は期待できない、そうすれば第二のケースとして大きな政策転換が行われた場合、そして第三番目のケースとしてオーソドックスに五十八年度予算編成に当たつて税制調査会等もろもろの手続を経て行つたというふうな三つの場合を想定して、種々議論をしたわけであります。

基本的に申し上げるのは、そのとき私もが不覚であつたと言へば、いわば結果的に六兆一十億の歳入欠陥をもたらしというふうな見通しというものができなかった、これはやはり責められるべきは私もその一人であらうというふうに思つております。

そういう環境の中に今日を迎えたわけでございまして、いま御意見がございましたように、山中小委員長の中間報告を見ましても、いわゆる必要性については各党の意見の一致を見た、さらにその手段は恒久税制改正によるべし、こういうことでもございまして。そして議論の過程においては、戻し税はやめようとかあるいは一過性のものはやめよう、また赤字国債によらないことによらう、そういう御意見がそれぞれ出された結果として、財源対策については今後検討を続けよう、こういうことで中間報告となつた。

したがって、私どももそういう経緯を踏まえながら、そこでぎりぎりの決断としていわゆる所得減税を見送つたということでもございまして、いま国会で御審議いただいております予算案等からすれば、これは現状において最善のものとして内閣全体の責任で御審議をいただいております。そういうことになれば、また、その五十兆のいわゆる歳入歳出規模の中で財源を見出すとすれば、予算修正とかそういうことも当然関連をしてくるという状態でありまして、総理も申し上げておられますように、いまその方途を模索しておるといってお答えを申し上げておるわけでございまして、私どもとしては、この国権の最高機関たる国会を構成する各党間の話し合いというものを見守つていくべき立場にあるのではないかと、こういうふうな位置づけをいたしておるところであります。

○上田(早)委員 各党の合意、こういうことではあります、そういう受け身といひますか議場に責任を転嫁するんじやなしに、やはり政府としてこの問題に対してはつきりとした決断をするということであつておるわけでございまして、こういうふうに思つておるわけでございまして、くだいようであります、財源の問題ではない、これは本當に憲法上ゆゆしき問題である、税の公平という意味からは本當にサラリーマン、勤労者は差別的な扱いを受けている、違憲の問題である、こういうように私は強く要望して、早急にこの問題についての善処方を要求したい、このように思つておるわけであります。

さて、本法案の改正の趣旨は、先ほど申し上げましたように、いわゆる日本のコインの保有者が一斉に札にかえることに備へるためということ、補助貨幣の回収準備資金というものがあつたわけでございまして、この資金といふのは、いわゆる金本位制時代からの遺物と言つてもいいでしょうし、また、世界じゅうでも日本以外にはベルギーぐらいだけではないかというふうにも聞いておるわけであります、そういう意味で去年には、減税のいわゆる財源という意味からも、これ

を取り崩してはどうかということが予算委員会等で野党から強く要望があつたわけでございまして。去年の二月九日の予算委員会では、たとえこの資金を二〇％減らすだけで二千六百億円の減税財源ができるではないか、こういうふうな意見も出ておるわけでございまして、これらに対して前大蔵大臣は、補助貨幣の信託の維持を図るといふ趣旨で、いわゆる減税財源に充てることは考えていない、こういうふうな形で言つておられるわけでありまして、一体いかなる事情のもとで、去年まではその資金を一般財源に繰り入れることはできなかったが、ことからはそれをやるんだということかどうかどうも納得ができません。そういう意味では、われわれの主張には全く耳をかきず、一方的に手のひらを返して自分たちの失政のしりぬぐいという意味でこういうふうなことに踏み切つていくということに、われわれは非常に不満と、そして理解に苦しむわけでありますので、その点についてまずお答えをいただきたい、このように思っています。

○竹下国務大臣 おっしゃいますように、減税の議論の際に、この補助貨幣回収準備資金でございましてとあるいは外為の運用益でございましてと、そういうものの御提示があつたことはもちろん記憶をいたしております。その際お答えいたしましたのは、本資金の取り崩しは、言つてみれば一過性のものである、一回限りの一時的なものであつたという考え方を根拠には持つておつたわけであります。そして貨幣の信託の維持という、もともとそういう目的で存在しておるわけでございまして、同時にそういうお答えもいたしております。

そこで、結局五十六年、五十七年におきます巨額の歳入欠陥ということからいひますと、昨年の六月の衆議院予算委員会の提出資料等において、補助貨幣回収準備資金を取り崩すかどうかという点について検討させていたいただきますという、その検討項目に初めて挙げたわけでございまして、そういったした後、今年度予算編成に当

たりまして、厳しい財源事情、そして五十六年度の決算不足補てんの繰り戻しという臨時的な支出に対応しよう、それだけはやはり返さなければいかぬという認識のもとに、臨時的な支出に対処する必要があつて、そして、言つてみれば至上命題として、予算編成の際に念頭に置いておりました。それだけのものが公債発行額の縮減につながるという意味で、あくまでも一時的な支出に充てるという趣旨で取り崩しを行った。

だから経過的に見れば、昨年の六月でございませうか、そのときに検討課題として御提示申し上げたときから検討が進められ、今日御審議をいただく段階に至つておる、こういう経過ではなからうかというふうにご考へます。

○上田(専)委員 この資金の取り崩しは一過性とか一回限りとかいうのではなしに、今回の法の改正の趣旨は、五十八年度以降毎年一般会計に繰り入れるという趣旨ではないか、こういうふうに考へておられますので、その点どうも納得ができません。ということ、それから、去年まではわれわれの要求にもかかわらずこれは取り崩せないといいながら、その後野党の追及によつて、ことしからはできるんだと言ふのはどうも御都合主義ではないか、こういうふうに私は考へざるを得ないわけでありまして、その点明確に、ひとつ納得のいくようにお答えをいただきたい、このように思います。

○窪田政府委員 前段の御意見に対してお答えを申し上げますが、今回御提案しております法律によりまして、従来、流通しておりました補助貨の額に見合う資金を持つていたわけであります。この限度を今回は政令にゆだねていただくようにお願いをしておりますが、私も、政令で、大体流通額の10%程度を限度として、それを超えるものを一般会計に繰り入れるというふうに変えさせていただきますかと思つております。

いま大臣からお答え申し上げましたのは、そういったしますと、今回は一兆円を超えるような巨額なものを取り崩すことができるわけでございます。

が、将来は、流通増から製造経費あるいは回収に要する経費を引かなければなりませんので、ほとんど財源として期待できるほどの多額なものを取り崩すことができない、巨額なものを取り崩すことができないのは今回に限る、そういう意味で一過性という話を申し上げたわけでございませう。

○上田(専)委員 それじゃ五十八年度以降毎年繰入額について、ひとつわかる範囲でお答えをいただきたいと思つております。

○窪田政府委員 これは補助貨幣が今後どういふふうになるか、これは市場の需要によつて出していくわけでございますが、どういふふうに出すかとか、あるいはその回収がどういふテンポで行われるか、あるいは造幣の経費、これは新しく五百円を出すなどということがあると多額のものが必要わけでございますが、そういった経費というふうな変動要因が非常にございまして、いま明確にどれくらいということをお答えいたしかねるわけでございます。

○上田(専)委員 いずれにしても、ことしは一兆一千六百四十四億円でございまして、来年度以降はいろいろの事情でそういうような多額の資金を繰り入れるという事はむづかしいかも知れぬ。それじゃ来年度以降の計画はどうだと言つたら、まだよく説明できないということですから、何を言つておられるのか私は全然わからぬわけではあります。

いづれにしても、この10%を超える部分、いわゆる回収準備資金の現金に不足があるときは一年以内の一時借入れをすることができ、このことになつておるわけですから、要するに資金の1割、10%だけを置いておこう、あとは繰り入れてしまおうじゃないかということですね。

だから、私が言いたいことは、この10%というのはどういう基準で、10%だったら何と何とかがけられないか、足らざるは借入れでということだったら、私は、こういう考え方が言うとおれば、減税だけじゃなしに、もっといろいろな形でこの運用ができたのではないかと考へておる。

すので、この10%の根拠というものも含めて明確に答えていただきたい、このように思つております。

○窪田政府委員 この資金は何に使うかと申しますと、結局補助貨幣の製造経費が大きくなるので、もう一つは、日銀に帰つてまいりますか回収に造幣局でその分を買取り申しますか回収に充てる、これが二つの大きな用途でございます。

そこで、いまのような形の資金制度でございます。これは昭和二十五年の法改正によるわけでございまして、二十六年以降三十年間の過去のトレンドをずつと見てまいりました。そういたしますと、大体補助貨幣の回収、引きかえに充てるお金は5%程度でいいのではないかと、製造経費も大体その程度でいいのではないかと、過去、過去のトレンドなどを検討いたしました。これは政令で決めるわけでございますが、10%という率を決めようかと思つております。ただ、こういう貨幣に関する制度でございますから、余りぎりぎりの裸でもぐあひが悪いのではないかと、ラウンドの数字ということで、一応10%ということで決めた。ただ、過去の三十年間の経緯を見ますと、この10%をオーバーした年がございまして、過去三十年の間に九回ほど10%を超えている年もございまして、最近の傾向を見ますれば、大体この辺が多からず少なからず適当なところではなからうか、こう思つておるわけでございます。

確かに、昨年そういう御指摘も国会でございまして、私も従来経緯から否定的なお答えを申し上げたことはおっしゃるとおりでございますが、それに対して、そんな頭ではないか、発想の転換をせよというお話もございました。

そこで私も、財政制度審議会に諮りまして慎重に検討をさせていただきました。そのときも、やはりこれは、こういう制度そのものは残しておかなくてはならない、しかし補助貨幣の発行現在額と同額の資金をそこまで保有する必要はないので、今回改正して取り崩すことに踏み切らせていただきます。

ただ、この10%の根拠というものも含めて明確に答えていただきたい、このように思つております。

たまたまと思つております。

○上田(専)委員 これは、補助貨幣の引きかえとか回収とか、あるいは製造といふものか、造幣局事業の運営といふものの費用が大体10%程度であればいい、こういうことですね。

そういうことになれば、90%はこれまでになつておつたというふうな形で使えるにもかかわらず、宝の持ちぐされといふので、かたくなな態度をとつておつた。ところが、一たんそういう歳入欠陥というふうな形で政府の失政が出てくると、取りつくりいふ急いで態度を変えたいということになつたとかかわれられは理解できないのですが、そのことをお認めになりますか。

○窪田政府委員 まだにいたしたという御指摘はあれでございますが、その資金は、結局資金運用部に預託いたしまして、財投の原資として活用をさせていたしたのでございまして、やはりそれなりに活用していただけてございませう。

○上田(専)委員 確かに財投で活用しておつたという事は事実だろつと思つておられますが、やはり取り崩しができるのだというあなたの方の主張があつたわけですから、その前提が急に、われわれの追及があつたといふもの、それがすぐ態度約変といふことになつたがゆえに、私はそのことを問題にしておるわけでありまして、その点を十分にひとつ含んでもらいたい、こういうふうに思つておるわけでありませう。

いづれにいたしましても、政府の今回の態度約変といふものは非常に納得ができません、こういうことを特にお話したいと思つておる、また、われわれは減税の財源という立場からもやはりこの問題を今後追及してまいりたい、このように思つておる。

インの原価、これについてはなかなか口をかたくして発表されてなかったようでございます。特に、造幣特会の予算書から見ると、地金ベースで見ると材料コストは計算されておりますが、製造原価は発表されていないわけでございますので、この機会にできればひとつ御発表いただきたい、このように思います。

○加藤(陸)政府委員 五十八年度の予算書をごらんいただきますと、全部の枚数が二十七億五千万枚でございます。それで製造経費が二百五億円を予定させていただいておりますが、これを割りますと一四％になります。マクロ的には一四％くらいの製造コストになっております。

○上田(卓)委員 もっと具体的に説明してください。一円玉が幾らで、五円が幾らで。

○加藤(陸)政府委員 これは、従来大蔵委員会私の前任者数人が非常に企業秘密だということと言っておりますが、私になって急に変わるものもいかかと思っておりますが、そこで、いま国会にお出ししております予算書で申し上げたわけでございます。ちなみに、一番新しい五百円の補助貨で申しますと、五％くらいでございます。

○上田(卓)委員 五百円玉については五％、二十五円くらい、こういうことで、詳しいことはデータを御隠しにならぬと、前任者がどうだからというところじゃないか、この際はつきりと発表をすればいいのではないかと聞くと、この際により、一円玉については何か三円くらいかかっているのではないかと聞くと、聞いておられるわけですが、いづれにしても明らかにしてもらいたいです。

いま五百円玉の話が出ましたので、関連してお聞きしますが、五百玉が出てもう大分なるわけですが、なかなか一向に流通されているような気がない。どこにそのお金があるんだろかというように考えざるを得ないわけですが、聞くところによれば、一億五千万枚つくったというように聞いておられるのですが、どうにも貨幣らしく流通しているというような実態がないのであります、それはどういふことが原因なのか、わかれば

お聞かせいただきたいと思えます。

○加藤(陸)政府委員 率直に申しまして、私もそういう感じを持つわけでございますが、数字で見ますと決してそうではないので、現在製造計画で三億枚つくったわけでございます。五十六年に約一億、五十七年度にすでに二億枚つくつております。現在、本年の一月末で二億二千万枚流通しているわけでございます。ところが、確かにさつぱり目にとまらないわけでございます。

いろいろ考えてみますと、五百円券と一緒に並行になっているわけですが、そもそも五百円という補助貨紙幣は需要そのものが小さいですね、一万円札とか千円札に比べますと。まずそれが第一点あるわけですが、第二点は、やはり珍しいので退蔵されている部分があるだろうと思えます。しかしながら、われわれの方には必要があればつくるわけでございますから、なれてくれればだんだんと出回ってくる。ただ、最初に申しましたように、五百円という単位は需要が少ないという点がありまして、なかなか百円なんか比べると目にとまる度合いが少ないであろう、そういうことでございます。

○上田(卓)委員 いずれにしても、少なくないということであつても、現実に出回っていないということは少ないわけですから、珍しいから退蔵しているんじゃないかということですが、そういう点で、それが逆に言うと人気があるということにもなるわけですから、そういうものがどんだん出回るようにひとつ検討してもらわぬと、何のためにつくつたのか、記念コインじゃないのですから、その点ひとつ要望しておきたい、こういうように思えます。

そこで、ある単位のコインがつくられると、三年ないし四年たつと、その百倍の新規の紙幣が発行されてきたのではないかと、私たちはそういうふうに思つておられるわけでありませう。たとえば、十円コインがつくられると数年後には千円札が出回る、あるいは百円コインがつくられるとまた一万円札がつくられる、こういうことになっておるよ

うでございますが、そういうことが考えられると、これは一体どういうことになるのだろうか。五百円コインができたわけですから、今度は五万円札でもできるのではなからうかというようなことにもなつてくるわけでございます。

また、特にそれに関連して、既存のいわゆる高額の紙幣の流通割合が八五％を超すと新しい高額の紙幣が発行される、こういうことになっていと思ふのです。ちなみに、一九五七年にデビューした五千円札の場合は、千円札の割合が八七％であつたわけですね。そのときに五千円札が出た。また五八年末に一万円札が発行されたときは、千円札と五千円札の割合が八七・五％であつた。こういうことから、そろそろ、そういう五百円という新規のコインが出たんだから、もう数年たつたから新しい高額の紙幣が出てくるんじゃないかというように予測されるわけでありませう、そういう計画はあるのかないのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 最初の方のお話はおつしやるとおりでございます。昭和三十三年に五千円札を出しましたときに、千円札と比較しますと、千円札が全体の日銀券の中で八七％という割合になつたわけですね。それから三十三年に一万円札を出しましたときに、千円と五千円を足した割合がやはり八七％になつていた。過去の実績はおつしやるとおりになつております。ただ、どういふ券面の日銀券を出すかという問題でございますが、基本的には、国民の現金の単位に対する需要の動向とか高額の券を発行いたしましたときのいろいろな社会的な反響とか、そういうものを総合的に考へて判断するというのが基本でございます。

そこで、現在一万円札がどうなつておるかというところでございますが、ことしの一月末でございますが、日銀券が全部で十八兆三千兆出ておりますが、一万円札が十五兆三千兆、比率が八三％でございます。これであるから高額紙幣が要るとか要らないとか、一つの前にはなつておりまして、従

来の経験から言いますと、まだ大丈夫であるといふふうには考えられるわけですね。もちろん先ほど申しましたように、こういう要素のほかに、いろいろな国民の需要とかあるいは新しい高額のものを出した場合の心理的影響とか、そういうものを総合判断するわけでございますが、そういう見地から検討いたしましたところ、一万円札以上の高額紙幣を出す考えはございません。

○上田(卓)委員 いずれにしても、新規紙幣とか新規のコインの発行については、そういう条件というものを十分に明らかにする。何か感じで、もうそろそろというふうなことであつてはならぬのではないかと。過去の例から類推して、私は先ほど、そろそろ五万円札あるいは十万円札というものが出ても、あるいは千円になるのは千円コインが出ていいようなことになるのではなからうか、こういうことを申し上げたわけでありませう、そういうことではないかということでありませうけれども、今後の問題がありますので、その点十分に留意をいただきたい、このように思ひます。

そこで、コインの生産能力も、聞くところによりますと、造幣局の千七百余人の職員で、六種類三十億枚近いと言われているわけでございます。最近の不況あるいは低成長によるコイン需要の伸び悩みといひますか、あるいは五百円玉の影響によるものの百円玉の需要の伸び悩み、そういうものがありませうし、また自動販売機で使えないところの五百円玉の需要はこの先の程度かということも、先ほどの質問との関連で考えざるを得ないわけでございます。

いづれにいたしましても、ここの二、三年のコインの生産実績は二十七億枚から二十八億枚、約一割減産、こう言われておられるわけでありまして、造幣局の現場といひますか職場においては、この先どうなるのか、特に配置転換とかあるいは雇用不安がつつておるようでございますので、そういう意味で、長期的な作業計画を立案して職場の不安を取り除くということが非常に大事だと思うの

ですが、そういう点についてお答えいただきましたが、このように思います。

○石川説明員 貨幣の製造計画につきましては、造幣局といたしましては、本省の方からの御指示をいただきたいが、それに基づいて貨幣の製造を行つてまいるわけでございます。

その本省からの御指示がございまして製造計画は、最近の補助貨幣の流通状況とか今後の見通しとかを勘案しながら毎年度策定されてございまして、これを前もって二、三年分長期的な視野でという御指摘だつと存じますけれども、実際には貨幣の需要がかなり変動する場合もございまして、いろいろな諸要因がかなり変動的でございます。長期的な計画の策定ということにはややなじまない面があるのではないか、こんなふうな思つております。ただ現実問題といたしましては、御指摘のような三十億枚程度で、弱含みではございますけれども、ほぼ横ばい程度で安定してございまして、そのときに円滑な貨幣の供給が可能になるように、緊密な連絡をとりながら製造いたしておるところでございます。

○上田(専)委員 それに関連してであります、日本の造幣技術というものが世界一であるのかどうかよくわかりませんが、それに近い高度な技術を擁しておるといふようにも聞いておるわけでございまして。

そこで、各種の記念コインが今まで製造また発売されておたわけでありましたが、たとえば東京オリンピックあるいは万博、それから沖縄海洋博、札幌オリンピックあるいは天皇在位五十年等のそういう種類も、その他あるわけでございまして、いかなる基準でこのような記念コインの発行を決定してきたのかということをお聞かせいただきたい、このように思います。

また、それぞれ過去何枚発行してきたのかという点についてもお聞かせいただきたいと思つておりますが、それに関連いたしまして、ポランドにせよどこにせよ、いわゆる文化の高い国ほど必ずらしい記念コインシリーズをつくつて発行しておる

ようでございますが、日本の高度な造幣技術を發揮して、長期の作業計画を安定させるという意味で、たとえば日本が平和国家である、こういうキャッチフレーズで、やはりそれにふさわしい記念コインシリーズなどを発行するというのも非常に大事ではないかと、このように考えておりますので、そういうことについてお答えいただきたい、このように思います。

○加藤(陸)政府委員 まず、コインの発行の根拠でございますが、臨時通貨法の四条に、素材とか品位とか形式、こういうようなものは政令で決めることになっております。要するに、内閣の意思として決定されるわけでございまして、

この法律の規定がございまして、いまの記念コインの場合どうするかということでございますが、二つの基準がございまして、一つは国民的に記念すべき事柄かどうかという点、もう一つは造幣局の製造能力でございます。これは大蔵大臣が判断をいたしまして、内閣に諮つて出すかどうかということを決めるような手続になっております。

いままで、御指摘のように戦後六種類出ております。枚数ということでございますが、東京オリンピックが百円が八千万枚、千円が千五百万枚、四十五年の万博が百円が四千万枚、四十七年の札幌オリンピックが百円が三千万枚、五十年の沖縄海洋博が百円が一億二千万枚、五十一年に天皇御在位五十年で百円が七千万枚出ております。

それで、造幣局が高度の技術を持つていては御指摘のとおりでございますが、現在流通しておりますコインのセットがございまして、あれが大体年間六十万セット売れておるわけですが、これはこの大蔵委員会でも経緯がございまして、御指摘のような積極論と消極論があるわけですが、

消極論の方は、造幣局が百円なら百円のもの高く売るといふのはけしからぬというお話があるわけですが、それで、そういう問題がある。それからもう一つは、積極論者の方は、このごろだんだんと所得水準が上がつてコインの収集が一般化し

てきた。それから、たとえば大蔵大臣などが外国に行かれたりあるいは外国の大蔵大臣が来たときにおみやげとして非常にいいわけですが、そういうようないろいろな利点があるわけでございまして、積極論と消極論とある。

それから、私どもの立場で言いますと、ブルーコインをつくりますと通常のコストの大体十倍ぐらいになる。その十倍になったものを券面額で売るといふようなことは実質論としてできない。それから造幣特会の法律では売るといふことが認められてないわけですが、私はどつちかという積極論で、前からこういうことをやつたらいいと思つておるのですが、いまビニールに入つておるあの小さいものをつくるときの経緯がございまして、どうもヘジテートしておるのが実情でございます。

積極論、消極論、どつちもそれぞれ理由があるわけでございますので、いろいろ検討しておりますけれども、造幣局で百円のもの千円で売れるようになるというものはいいのかわからないかという、きつと大蔵委員会でまた議論が分かれるかわからぬわけですが、そういうような勉強はいたしております。そういうことでございます。

○上田(専)委員 いやいや、そういう実績があるわけで、功罪いろいろあるようですねけれども、私はいままでコインについてけちをつける気は毛頭ないわけですが、もつと平和国家日本というイメージにふさわしいそういうものを、アイデアというのですか、そういうものを積極的に考えたらどうだろうか、こういうことですから、一言で結構ですから、意欲みたいなものをひとつ聞かしてくださいます。

○加藤(陸)政府委員 券面より高く売るために規定がございせんので、法律改正を要するわけでございます。私どもとしては研究はいたしておりますが、たとえば本年のこの改正と一緒に合わせてというのと私考えたわけでございますが、なかなかこの

法律を通したただけでも大変ではないかというようなこともございまして、あきらめたわけでございますが、将来の問題として絶えず問題意識は持つております。

○上田(専)委員 その程度にしておきます。次に、またまたいゆるデノミ論が何か活発になつてきたようございまして、中曾根内閣が誕生して、そして訪米の際に向こうでマスコミにちがつと、どの程度話したのかよくわかりませんが、そういうことが週刊誌等でも報道されるようになってきておるわけでございまして、私は、高額紙幣の発行に比較して、やはりデノミの方がはるかに慎重で周到な準備と国民の理解を要するものはない、このように考えておるわけでござい

す。福田元総理はデノミ三原則を唱えられたわけですが、竹下大蔵大臣はデノミについて、どういふ条件があればできる、この功罪等についてのようによつておるのかお聞かせいただきたい、このように思います。

○竹下国務大臣 これはまさにデノミというのは、経済的な環境が適当なことのほかに、国民に十分理解され、そしてその実施に伴う種々の不安感が払拭されているかどうかという社会的心理的なそういう状況を考慮する必要がありますし、現在のところ、全くデノミを実施する考えはございせんし、また総理から指示を受けたことございせん。

この問題はまさに一般論として申し上げるだけでございまして、よく言われる話の中には、それはどうも大正、明治生まれの者は、国威発揚というが国威のことを考えるとやりたがつて、昭和二けた以後は、何でめんどうなことをするんだ、こういう心理状態もあるとか、いろいろな問題がございまして、いまの場合全く念頭にはございせんが、福田元総理のおつしやつた原則というものは、一般論としては私もそれは適当な原則であると思つております。

と、やはり利便さという問題についてもいろいろ意見はあると思いますが、いまさらまた何銭何厘というものが復活することが若い子どもたちになじむだろうか。そういう意味では、非常に便利が悪いということにもなるかと思いませんし、また、経済的効果という意味においても、いま大きな問題があるんじゃないかならうか、私はこういうふうに思っております。

特に、いま不況のあらしが吹きすさんでおるわけ、それに輪をかけてような形で行革、こういうことで行革デフレという言葉すらも出ておるような始末でございますので、さらにデフレということになりますと、たとえ千分の一ぐらいに単位が縮まる、月二十万円の給料が二百円ということになると、何かこう、それだけでなく経済不況で萎縮しているのに、ますますデフレ不況で世知辛くなるというのですか、購買力が落ちるというようなことありまじょうし、また逆に切り上げというように、庶民には大変迷惑至極である、こういうように思っておりますので、そういう点については、われわれはいまの時点でそういう国民を惑わせるような言動は厳に慎んでいただきたいということを特に申し上げておきたい、このように思っています。

時間も来ておりますので、最後に、いま確定申告の時期でございます。特に、私は前渡辺大蔵大臣にも質問申し上げたわけでありましたが、国税の職員の方々は、申告期間は本当に戦争のような非常に過酷な労働を強いられる、こういうことがございますし、また五万二千人の定数というような状況の中から、なかなか職員がふえない。にもかかわらず、非常に税務が複雑になっておるとか、そういう意味で非常に問題が起つてきて、納税者にもいろいろ迷惑をかける、そういうトラブルも起つておるうちに聞いておるわけでありまして、いづれにいたしましても、一点申し上げたいのは、税務行政に携わられる方々の健康状態を一体どのように見ておられるのか、そのことに

ついてお聞かせいただきたい、このように思っています。

○酒井政府委員 職員の健康管理につきまして、私も、常日ごろ十分配慮するように極力努めておるところでございます。

ことに、先生御指摘のように税務の繁忙期でございます。まず確定申告期におきましては、特別に健康診断を実施するなど十分配慮しております。お尋ねの職員の健康状況につきましては、満足すべき状況にあるとは申せないとはいえませんが、そうかといつて、特に危惧すべき状況が生じているとは考えておりません。

○上田(車)委員 いまそのようなお言葉ですが、大阪の国税大阪職員労働組合というのがあるわけでございますが、ここの要求では、まず第一に、朝九時から五時ですね、在勤時の執務体制の確立と超勤をなくしてほしい。それから第二に、これ以上病人を出さないことを求めているわけでございます。労働組合がこれ以上病人を出さないでほしいという、これはもう異常なことではないか。そういう意味で、いまの次長のお言葉とは全く内容が違うわけでありまして、本当に私は啞然としておるわけでございます。

特に、この組合のアンケート調査では、健康に自信のある人は三分の一強という結果が出ております。それから、多少疲れが平均で五九%、特に調査官は疲れているというのが六五%に達しておるわけでございますし、病気が上席で九%、それから調査官で四・五%、平均で四・五%はあるわけでありまして、しかも病気の原因は過労とストレスが半数であるというデータが出ておられます。また、休んでも仕事に気がなつて完全療養ができないという方々が四四%おるわけでございますし、特に現職の死亡も毎年この確定申告時期に多いというデータが出ておるわけでありまして、そういう点について把握されていないのじゃないかということ、非常に残念であるわけでございます。あるいは過労でへばりぎみのそういう原因が、いづれにしてもしんどくて、とても消化

できない、こういうのが一九・三%なども出ておるわけでございます。こういうものに対してやはり人員増というのですか、こういうことが一番大事な問題じゃないか。

特に、先ほども申し上げましたように、職員はふえない。にもかかわらず納税人口が増加している。二番目に企業取引の大型化あるいは多様化、あるいは三番目に政策税制の増加、あるいは四番目には複雑難解な法の体系あるいは社会環境の変化等によって何倍にも仕事量がふえている、こういう現状であるわけでありまして、特に戦後大量に採用された経験年数三十年といった五十歳前後のベテラン職員が著しく多いという特性から見て、今後どうなるのかという意味で、職場では非常に不安を訴える方々がたくさんおられるわけでございます。また、特にベテランの方々の処遇と待遇を与えて仕事に意欲を持たせるとか、いざれにしても抜本的な人事政策というものが必要ではないかと思っております。

時間がないので、走つた形で幾つかの問題を提起いたしました。誠意ある答えをいただきたい、このように思います。

○酒井政府委員 先生の御指摘のように、私も仕事の年々ふえておるに、ちよつと数字で申し上げさせていただきますと、この十年間に申告納税者の数が一・四倍になっておりますし、法人の数が一・五倍になっております。また、還付申告者が三倍になっておるというよう数量的増加のほかに、先ほどお述べになられたように、経済取引が複雑化、広域化、さらには国際化しているとか、私どもの環境が非常に厳しくなっております。

これに對しまして、私どもも、事務の合理化、効率化、コンピュータ化等によりまして、そしてまたアルバイトの活用、そういうようなことでできるだけ努力をしておりますし、それからまた、職員の健康管理という問題につきましても、人事院規則で定められております基準以上に健診

を行うとともに、私どもの職員の構成というのが、先生御指摘のように五十歳以上の者が約三割を占めるというようなことで、特に成人病の対策をやつていかなければいけないということでも力を入れております。

そしてまた、いま申し上げましたような対策のほかに、定員の増加につきまして、これも、私どももかねがね関係当局に理解を得るように努めてきておりました。今後とも国税職員の増員につきましては理解が得られるように、私どもとしても精いっぱい努力をしてみたいと思っておりますし、そしてまた、御指摘の処遇の改善という面につきましても、関係方面に力強く働きかけていく所存でございます。

○上田(車)委員 終わります。

○森委員 伊藤君。

○伊藤(茂)委員 大臣すぐ戻るそうですから、始めておきます。

いまの上田委員の御質問にもございましたが、私はこの法案を見て、一言言わなければ、これは審議に入らぬという気持ちを持っています。これは私には関係の局長さんにぜひ一言申し上げてから、問事項に入らせていただきたいと思っております。

去年の当委員会の記録にあるわけでありまして、塚田委員の質問に対して当時理財局長、吉本さんですね。補助貨幣の回収準備金はどういふ意味があるのかということについて、「この制度は、補助貨幣の発行額面総額に見合う準備金を保有することによりまして、貨幣の信託を維持する」ということになっておる。一つの制度として確立してあるものでございまして、私どもとしては、現在の制度が適切なものであるというふうには考えております。という答弁をいたしておる。さすがにその後渡辺大蔵大臣は、いろいろと考へ方の問題がありますから、勉強していきたい、まあ政治家ですね、そういう答弁をしていくわけでありまして、私には幾つか思うところが

しゃいました、そういうものの中にも実はいろいろな性格のものがございまして、保険の準備金になってくるもの、あるいは他の資産化しているようなもの、いろいろなものもございまして、なかなか一概には申しかねるわけで、やはりその特別会計個々に検討して、問題あるものはそれを是正していく、こういうことではなからうかと思っております。

そういう意味で、ことし、この五十八年度予算におきましては、部会報告で例示に挙げられておりますものにつきましては、すべてに何らかの措置をとっているとございまして、

補助貨幣回収準備金はここで法律改正をお願いしておりますし、外為につきましては、これはそれで外貨を保有しておりますものですが、この積立金をすぐ活用するあるいはどうこうするという性質のものではございませんが、臨時に多額の利益が出た、その臨時的な性格のものにつきましては、一般会計の非常に困難している事情から活用させていただくということにしております。自動車賠償責任保険の剰余金、これは御指摘のように保険加入者の利益に還元するものではございまいし、いまだどう還元するかという方策がまだ決まっておられません。たまたまそこに剰余としてあるものを一般会計で使わせていただく、ただし、これは将来還元する、返すということにいたしております。

そういうふうな、問題として指摘されましたものにつきましては、個々に検討いたしましたし、対策をとらせていただくわけでございまして、

○伊藤(茂)委員 いまの説明の中の、たとえば特別会計積立金約三兆円、確かに変動相場制です、円高、円安でさまざまな状況がありますから、お金も生まれるし、一定限度を持っていなければ困る。ただ、こういうものは今日の自由主義経済の産物あるいは対応ですから、たくさんあるばいとい言えどもいかにしらすらぬし、ゼロじゃ困ると言えどもそのとおりだし、ただあなた方がときどき崩すように、状況を見ながら、これはまた考え

ていくということがあると思うので、たとえば、なかなか見にくいけれども、対応の仕方として思いがけない緊急事態が起こったときには、さまざまな法的その他の措置を講じなければならぬというの当然のことであり、三兆円規模ということについてはどういうふうな考えますか。

○窪田政府委員 これは積み立てていると申しましても外貨でございまして、あるいはその利益と積立金の合計額が繰越損失を上回った、繰越欠損がなくなくなったというのはほんの去年ぐらゐからのこととございまして、ずっと過去は損の方が上回っていた事態でございまして、

そこでも私どもは、やはり外為会計の資産というものは充実していた方が、こういう国際金融情勢が厳しい折でございまして望ましいと思っております。ただ五十七年度、五十八年度におきましては、アメリカの高金利というふうな異常な事態で思わざる利益が発生いたしました。一般会計が非常に困っておりますので、その分は使わせていただきたい、緊急非常な措置としてやらせていただきたい、こういうわけでございまして、

○伊藤(茂)委員 いずれにしても、さまざまな特別会計、そして総額が百七兆円、こういうのは明細会計でないで非常に多いということが指摘もされていくわけであり、この部会報告の中でも、財務諸表の作成が各特別会計法令によつて義務づけられている。しかしながら、三十八の特別会計のうち二十六の特別会計について損益計算書が作成されているが、その他は作成していないものがあるというのが書いてあります。これらを入れますと、大体どぶり勘定で、いろいろなお金の動きがあつて、しかもそのお金の動きの中には、国民の税金である一般会計から多額のものがつぎ込まれている。そして、あなた方一部の人が一生懸命勉強していたら一つ見つけたというふうな経過になるわけですね。これでは、やはり国民に対してうまくないということになるわけなので、ここでも指摘をされて

いる特別会計の会計経理、それから財政状況、営業成績の表示を明確にするということについては、大蔵省の立場から、きちっとされるつもりです。

○窪田政府委員 企業と申しましても公企業でございまして、民間の企業会計と同じ原則が適用できるものかどうか、いろいろ問題があるものもございまして、

しかし、臨調で御指摘をいただきましたような問題点、これはなるほど問題点としてはそのとおりである、私どもも、いまの制度がそのままでいいと現状に安住しているのはやはり問題であるというところで、実は昨年秋に財政制度審議会の中に小委員会を設けていただきまして、公企業などの会計のあり方について抜本的に検討をしていただき、こういう小委員会をつくっていただきました。昨年二度会合を開いて現状の勉強を始めたところとございまして、まだしばらく時間はかかるかと思つております。まだしばらく時間がかかろうと今後私どもも検討してまいりたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 それから、私も問題として思つていたところであり、この部会報告の中でも、今後改革の方向をどうするかということ、「特別会計の設置の抑制と見直しの推進」「特別会計の運営の改善」、それから複雑に存在をさせているさまざまな既存のものについても、幾つかのポイントを挙げまして必要性の見直しを行い、廃止または一般会計への統合を図るべきではないかという問題提起がなされている。特殊法人の扱いなんかと同じ発想だと思つて、私も、特別会計についても特殊法人の場合などについても同じような論旨があるべきじゃないだろうかというふうな意見があるわけであり、また部会報告を出されている皆さん方も、いろいろ意見を聞かれました関係したのだからと思つて、こういう報告が出るのじゃないだろうか。

この辺の改革方策の問題について、最終的には臨調最終答申になるわけですから、間もなく三月半ばに出てくるわけであり、これらの方向はそう変わらぬのじゃないかと思つて、これらのことについて具体的に改革の手だてをどうとるか、その辺のお考えをお聞かせください。

○窪田政府委員 臨調の改革方策の中のまず第一は、特別会計の新設を抑制せよという御指摘でございまして、これはピーク時は四十五ございまして、現在三十八まで減らしてきております。しかし、今回の部会報告で廃止のための五つの基準が示されました。そこで私どもとしても、区分経理があえてこゝまで、特別会計を設けてまで必要がないというふうなものもあるかと思つて、これはそういうものがあるかどうか総点検をいたしましたして検討してまいりたいと思つております。

それから、借入金の「經常収支の赤字補填的な借入は極力抑制する」ということもそのとおりとございまして、そういう方向で検討してまいりたいと思つております。しかし、そのためにはもっと仕組みにも切り込みました取支改善策が必要でございまして。たとえば、ここに例示にありますが、一般会計のようなものはどうでございまして、そういった根本にもさかのぼりまして今後検討してまいりたいと思つて、また資金保有につきましても、個別に一つ一つの妥当性を検討いたしまして検討してまいりたい。

これが出されたのが一月八日でございます。何しろ非常に複雑多岐な特別会計の全体でございまして、若干時間はかかるかと思つて、今後この方向に沿つて極力努力をしてまいりたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 こういう財政の今日の情勢でございまして、これらのいろいろな問題の打開も、財政再建か財政改革の一環としてなされるべきポイントであろうというふうな思つております。

いろいろと、こういうふうによつていきたい、また、こういうふうに向きに改革をしていくようにしたいという気持ちは伺いましたが、一定のスケジュールがプランか、めどぐらいは持つてかかる。この一、二年後にはとか、この二、三年後にはとか、あるいは当面これから一年のうちに勉強して、これらについての一つの改革の指標あるいはプランというものをつくつてみたいとかあると思うのですが、その辺いかがですか。

○窪田政府委員 財政審にたまたま私も去年の秋お諮りしてありますが、それはなるべく早くやるべきではありませんが、何しろこれは複雑で他の分野ともいろいろ絡みますので、これは時期を決めずにじっくりやるうまいかという小委員会のそのときの御意見がございまして、いま私もから、時期をどういうふうにしていただきたいということまではつきり申し上げかねるわけでございます。おっしゃるようになりますべく早く検討いたしまして、実現すべきものはできるだけ早く実現をしまいたい、こう思っております。

○伊藤茂委員 それから、この部会報告でも一番最後に指摘をしておりますが、要するに勘定別で言えば七十もある。それから四十近い特別会計がある。一般会計の二倍以上の全体の総計した規模になる。一般会計とさまざまな入り組んだ関係になつてゐる。事業内容はわかるのもあれば、わからないのもあるというふうなことになるわけでありまして、予算書として提出をされてゐるものには、その勘定項目、数字の大綱は私も見ているように当然あるわけでありすけれども、やはり国民に向けて一体どう説明しやういふこととにするのか。部会報告の一番最後に、「一般会計と特別会計の総合的把握」のためにということが述べられております。何か具体的な方途を考えていますか。

○窪田政府委員 先ほど申しましたように、二十八条書類とかあるいは予算の説明等で、できるだけその関係を御説明をさしていただいております。

が、今後、一体どういう資料でどういうふうの説明したら一番わかりいいものか、研究をしてまいりたいと思つております。

ただ、部会報告にもありますが、一般会計の半分は特別会計繰り入れでございまして、一般会計の説明で特別会計に関連して説明がそこに及んでゐるものも非常に多いわけでございます。一般会計は一般会計、特別会計は特別会計と別々の説明ではかえつてわかりにくいわけでございます。全体をどうやつたら一番御理解をいただけるか、今後私も、あらゆる機会に努力をしまいたいと思つております。

○伊藤茂委員 特別会計の細々したことをお伺いいたしました。大臣がお見えになるまでに、この補助貨幣特別会計の問題について、昨年もいろいろ議論があつて、さつきも同僚議員が答弁をいたしましたが、臨調の部会報告も出まして、改めて昨年度で総額百七兆円に及ぶこのシステムを明会計になるように、しかも変なことがないように、あるいはまた、大蔵省のごく一部の人が知つていて国民にはわからぬということがないように、さまざまな御指摘をいたしていただくのであります。最初に申し上げたのですけれども、やはりこの法律になりますと減税のことをどうしても頭に浮かべてということになるわけでありす。先ほど来、同僚議員からその角度から指摘ございましたから、二つだけ私は大臣にお伺いしたいわけでありす。

その一つは、当面この国会で御相談されつつある経過と大蔵省との関係であります。新聞を読みましたら「大蔵省首脳」と書いてあります。普通ですと大臣のすぐ下の人を首脳と言ふのだらうと思ひますけれども、その人はここにおりません、かわりはおりますけれども、国会でさまざまな減税問題についての協議がやりとりか、現在進行しつつある。まあ正確には本格的な詰めにもまだなつていないという段階であります。が、そういう中で大蔵省首脳は、五十七年度予算の衆議院通過の際に設立をされた減税特別小委員

会の減税実施三条件、つまり、赤字国債発行によらない、戻し税方式でなく課税最低限の引き上げを行う、既存税目の増税によらない、これらについても同首脳は、大蔵省首脳は見直さざるを得ないだらうと指摘をした。

その見直さざるを得ない問題の中は何かといひますと、第二項目の戻しではなく恒久税制の改正という問題だといふことが出されております。これに関連して大蔵省主税局は云々とか、そんなみたいなことが各新聞に一齐に報道されております。実は、頭に来ると言つては大げさでありますけれども、非常にこれはけしからぬと思つてあります。

さつきも同僚議員が言いましたが、大蔵省が、このような税制のひずみをなくするために年々日常断に努力をして国民の理解をいただき信頼のある税制を確立する、これは本来的なあなた方の任務であり使命であります。そういう意味から言つて、財源がないからできないといふこと自体、税制のプリンシプルからいって非常におかしい話だといふふうには私は思つております。そういうことはしないで、さまざま国会でやられることの足を引っ張る。現実にはそうではないか。表向きは、見守るあるいは慎重に見守つてといふことを言われているわけでありすけれども、見守るのじゃなくて、実際には妨害の役割りを果たしているというのが現実ではないだらうか。

五十六年度の剰余金減税の場合でも、私どもは、あれで妥協する以外に政治としてはなかつたけれども、少しでも不公平税制の是正に役立つような額になるようにといふことを主張もいたしましたし、こいねがついていたわけでありす。さまざまの理屈があつて、国債発行の減額の方にも回す、いろいろあつて、結局は五百円に終わりました。昨年もあのような経過であります。大蔵省が本来やるべきところをやらぬから、国会で論争になる。国会で何か一致点を見つけないではないかといふことで、さまざまの精力的な

話し合いがある。そういう中で、先般までやつていた当委員会の減税特別小委員会、そこでもこれからの減税問題についてはこうなるべきではないだらうかといふことで、戻しではない、一時的ではないといふ合意を各党とも見たという経過があるわけでありまして、私は、それは消えていないと思ひます。そういうものをどう発展をさせ、あるいはその延長で物考えるのかといふことに協力をするのが、私は筋であるといふふうに思つてあります。私は、固有名詞でだれが大蔵省首脳か知りませんが、各新聞にも一齐に出されておりますが、これらのことについて、一体どういふ真意で考えておられるのございませうか。

○竹下國務大臣 どうも、私もいまの御質問の真意がいささかわからないわけでございますが、いまお触れになりましたいわゆる小委員会、これは私自身が幹事長代理として自由民主党を代表して各党の協議の場に出かけまして、政調、政審会長会議において合意を見たものを議長さんの見解として各党が了承し、本委員会に小委員会ができた。その中の討議の内容といふのは、現実問題として心情的にとでも申せば、私どもはそれを大変尊重しております。ある意味においては縛られて縛られておるといふ表現は適切でございます。んが、たとえそれが議論の経過であつたとしても大変尊重すべきもの、そういうふうな認識を持っております。

したがって、いま国会で話し合いが行われて各党間の協議が行われるという際には、やはり従来の小委員会等の経緯が私どもの頭の中には継続して存在してあります。したがって、私どもとしましては、いずれ各党の専門家の方のお集まりでいろいろ議論が行われるであらう、それに対してのコメントは、私もいま行政府におりますだけに差し控えるべきだ、こういうスタンスをとつております。だから、これは議論してもらつちやいかぬとか、これは議論の範囲内だとか、そういうようなお話は申し上げないという立場が一番とるべき

姿じやないか。

ただ、伊藤委員の御指摘の、基本的に行政政府自体で各般の状況を勘案して考えなければいかぬ問題じやないかという、そのプリンシプルはわかります。しかし、そのプリンシプルに基づいて現状において最善として内閣一体の責任でお出ししたものが、国会の中の話し合いの場で別途協議されるということになった場合、経過的にもその推移は重大な関心を持って見守るというのが基本的スタンスではないかな、こういうふうな考えです。

○伊藤委員 大臣、むずかしいことじやないです。要するに、大蔵小委員会が三項目の合意があった。それが五十七年に実現しなかつたので、五十八年の話をいまやっている。ところが、五十七年度で当大蔵委員会の権威ある小委員会合意をしてきたこと、これはやめてもらうか変えてもらうかしなければならぬということを大蔵首脳が言ったと聞いて、一斉に出ているわけですよ。大臣はそう思っているらっしゃるのか、いらつしやらないのかというだけの話なんです。

○竹下國務大臣 思っているらつしやらないです。○伊藤委員 もう一つ、今度は大蔵首脳から政府首脳の方のお話をしたいんですが、きょうの新聞を見ましたら、同じく減税問題で政府首脳は語つたという記事が幾つか載っております。

政府首脳は通常官房長官とか言われておりますが、そうであれば大臣はツーカーの仲でありますから、当委員会でもお考えは伺えるのじやないかというふうに思いますけれども、その政府首脳がいうべお話しになったところでは、各党間の話し合いで五十八年度実施に向けて結論が出ればこれを尊重する、これはだれでも言っていることですね。残念ながら、皆さんこういう言い方をされていくわけですが、五十八年度は別として、五十九年度は臨時行政調査会などの意見もあり、やらざるをえないと述べた。したがって、政府は、五十九年度以降できるだけ早期にと繰り返してきたけれども、五十九年度はもう制度をきちんとせざるを得ない時期ではないだろうかというふうに、これ

は政府首脳の判断として伝えられているわけですが、もし政府首脳でございまして失礼ですが、これらについてどうお考えになりますか。

○竹下國務大臣 いわゆる政府首脳というような表現は、正式な記者会見でなく俗に言う懇談の場合の発言をとらえてこれを記事にするとき等に使われる言葉でございます。

したがって、恐らく五十九年度以降の問題については、確かに臨調あるいは税制調査会でも御指摘をいただいておりますので、そのときのいわゆる取材側がそういうふうなより強い印象を受けたということ、そういう記事になったのであろう。いま、たとえ仮にそれを私なりが判断をいたしたいと思つたとしても、やはりこれにはいま国会の各党でお話し合いがあり、一方、政府は政府なりの従来の税調とかそういう経過がある場合に、少しく予断をするということも時期としてもやはり慎重であるべきじやないかな。私も、元来が財政金融の方で余り育つておりませんで、国会運営とかそういうところばかりにおりましたので、ハウスに対する対応の仕方というものは、大変慎重に心得るべきものであると思っております。

○伊藤委員 大臣、その辺は、この次税法の議論のときにみっちりやらしていただくことにはなして、お戻りになる時間が遅いものですから、ちよつと飛び飛びになつて恐縮ですが、あと二つだけ伺いたいと思つたので。

この法案が提出されたときの第一印象としては、要するに、ことしの予算それから昨年度、五十七年、五十八年続いても極端なつけ合わせといひますか、先取りあるいは貸し借り勘定がさまざまなやりくり算段精いっぱいというものが五十七年、五十八年の予算の特徴である。よくもまあ、これだけいろいろとかき集めたり無理したりしたものだといふふうなことであろうと思ひますし、多くの方々からもそういう評価をいただいているわけでありませう。

いましたけれども、いづれにしても、こういう状態はもうこれ以上続けられない、五十九年度さらに拍車をかけてやりくり算段精いっぱいものをもう一遍やるということはいかぬというものが、これは共通の認識ではないだろうかと思つたわけでありまして、そういうことを考えますと、この前も大臣に質問させていただきましたが、やはりこれからどうするかということも綿密に考えていく、その問題提起を一日も早くやるということが大事なときではないのだろうか。要するに、国政レベルの選挙が終わつたらやらしていただきましようじや困るのですね。

そういうことを考えますと、大臣、お考えといひますか姿勢といひますか、伺いたないのでありますが、私はこの前、余り長い時間でもないで、財政再建期間は何年ですか、いろいろとユニークな表現の御答弁がございまして、大体六年、五年、六年、七年ぐらゐかなというふうな話であります。それから新聞を見ましたら、本会議でうちの上田議員の質問に対して総理大臣は、五ないし十年。五ないし十年といつても五年開きがあるのだから、これまた何といひますか、大ざつぱといひうのか、どうにもならぬ話ではないだろうか。こういうお考えを大臣、どう思ひますか。

私は、私見でございませうけれども、まだうちの党の中でも十分議論したことはございませうけれども、七年か八年か十年かという大ざつぱな話をするのじやなくて、たとえば二年刻み、二年、二年、二年と積み上げます。最初の二年間には、われわれの要求からすれば消費、減税その他を含めて、人勸完全実施あるいは減税なども含めて、とにかく国際的にも日本は消費でもつ景気のてこ入れをなささいと言われているわけですから、経済政策の面でもこのてこ入れをする。それから、当然ですが、税の不公平を正に向けての新しい一歩をもう一つ踏み出す。財政構造の面でもう一歩踏み出すとか、これが第一段階。

その次の二年間には、もうちよつと一歩進めて、収支構造の改善に一歩、二歩ぐらゐ進めてい

く。あるいはまた、これから勉強を始めて、その期間に、大蔵大臣が当委員会の所信表明で言われたように、収支のつじつま合わせではない将来社会像に対応できる一つの財政構造は何かということのマスタープランぐらゐは出していくとかする。

そうして、次の二年があるとなれば、たとえばですが、その段階では収支構造をそこで安定的なところに軟着陸をさせる。財政構造の面でも、ほぼこれからの社会の構造に合ったように考えていく。税制についても、そういう意味で考えていく。

私は、五十九年度赤字公債ゼロが御破算になつて、あと次の目標は五年ですか六年ですか十年ですかという話をしている、大ざつぱでしようがないと思つたのです。やはり緻密な組み立てをしなければいけないじやないか。と同時に、それをやるためには、主計局もいらつしやいますけれども、大蔵省主計局の何とか課の何人が勉強しております。担当の方々は秀才でしようけれども、それだけではしょうがないので、ドイツの場合の、ドイツの構造改善再建法がいいか悪いが、それはまた別の論議になりますけれども、やはりあのプラント、シミュット、要するに、総理が中心になつて最大課題として強力なチームをつくつてやつていく。そうでないと、経企庁の数字はいつ出ますか、わが方はそれを見なくてはなりませんとかなんとかいうことは、全くまだるっこい話ですよ。そういうことをひとつ提起してやつてい

く。そういう発想が何かは当然持つてしかるべきではないだろうかというふうには私は思つたわけでありませうが、大蔵大臣、そこまでは当然考えていると思ひますけれども、姿勢を伺つておきたい。

時間がありませんから、もう一つ追加をして一緒に言つて終わりたいと思ひますが、もう一つは、そういう中で私は非常に心配になるのは、わが党の立場から申し上げても、実は防衛費、軍事費の問題になるわけでありませう。これは昨日の毎日新聞ですか、えらく大きく出まされて、若い

防衛庁長官の写真が出て、それでGNP一%を
一%程度に改める。新たな歯止めを設定する作
業。防衛庁としては五六中業達成が最優先であ
る。兵隊さんの立場ではそうでしょうけれども
ね。それで、卒突破に備えて新しい検討が始まっ
ている。さらにはまた、これは朝日の方ですか、
前からも何回も私も指摘をしている問題です
が、五十九年度で後年度負担は九千九百億。いま
の調子でいって一%突破はほぼ確実というわけ
がありますが、時間があるから申し上げませ
んが、私は、本来的にやはり財政経済の立場の人
は平和主義であり、軍縮論者であるべきなんだら
う。何も「男子の本懐」まで言いませんが、そう
いうふうな立場の根性を持ってやられることが、
今日の難局に当たって非常に大事なことではない
だろうかというふうには私は思うわけでありませ
ん。

端的に伺いますが、こういうものが防衛庁から
大きく出ておられますから、恐らく出るのだと思
いますね。防衛庁からすれば、五六中業を最優先、
一%を一%程度にする。来年たとえ一・一とか
一・〇九とかなくても仕方がない、そういう線が
当然予想される。大蔵大臣としては、軍縮の方向
があるいは財政は守る方を重点にされますか。こ
とと同じようにとか、ことし以上に突出をし
て、それを許す、それを防衛庁の方に追従をし
ていくということが臨まれますか。二つ重なって恐
縮ですが、まとめて伺います。

○竹下国務大臣 なかなかむずかしい問題でござ
います、前段の問題につきましては、基本的な
いまおっしゃいましたまず消費拡大、そうして取
支構造の改善、その上にマスタープランをつくり
つつ、いわゆる財政の対応力回復への軟着陸とい
うような構想でございますが、計画経済とか自由
主義経済とか、その問題はしばらくおくといたし
まして、方向としては、われわれもそういうもの
は模索すべきだと思っております、きちんとしん
と二年、二年に出るか出ないかの問題は別といた
しまして。
ただ日本の場合、今日の日本経済というものを

分析してみますと、私もこの間十カ国蔵相会議に
参りまして、いわばある国には日本機関車論的な
考えが皆無ではない。ところが、およそ人口五千
万ぐらいな国になりますと、まずみずからの自立
体制が先ではないかというふうな意見もまた非常
に強い。したがって、サミット等においてどのよ
うな議論が展開されていくのか。総じては、日本
が最高に諸般の指標そのものはいいわけですが、
他の国で見ればむしろ自立体制をつくるのがいま
や先決だ、こういう感じが率直にされたわけござ
います。

したがって、当面のとり方を消費の拡大だけに
重点を置くということについては、全体の中で必
ずしもそのことが適当であるかどうかについては
消極的でございます。しかし、一つの構想として
の考え方は、私は否定するものではございませ
ん。ただ、シュミットさんもだめになり、だめに
なつたわけではないですが、おわかりになりまし
て、私も、たとえば五十五年のベネチア・サミッ
トへ参りました中で残つておる人はだれだろう
かと思つて見ますと、イギリスのサッチャーさんと
カナダのトルドーさん。あとの人はみんなおかわ
りになった。そうすると、やっぱり事ほどさよう
に国際経済の展望が大変に不透明だった結果、政
変があつたのかな、率直に言つて、こういう認識
をしております。

私は、大蔵大臣としてはまさに戻りてござい
ましたが、続いて残つておるのはイギリスひとり
でございます。そこで、初体面が多いために、そ
れぞれ意見交換をしてみますと、いまそれぞれの
国が、同時不況の中でどういうふうにして財政赤
字を少なくしていくかということが先決というよ
うな空気に傾斜しておるのじやないか、私はこう
いう認識を持つたものですから、あえて申し上げ
てみたわけでありませぬ。
それから防衛費の問題であります、実際昭和
五十一年、私当時建設大臣でありました。直接の
所管ではなかつたわけでございますが、その前が
二度にわたつた官房長官でありまして、第四次防

を国防会議に付議しなかつたということと責任を
ずいぶん追及された経緯にかんがみて、そのとき
考えましたのは、かつて大変GNPが低いときに
は、これは一%超しておつたこともございま
すし、そうしてまた、そのときも議論しましたのは、
さればNATO方式のように、たとえば海上保安
庁の経費とかあるいは軍人恩給、御遺族様の問題
等を含めれば、当時一・七ぐらいになるのじやな
いか、こういうふうな議論もいたしました。しか
し、いま財政当局を預かつてみて考えるのは、率
直に言つて、大きな歯止めとしての役割りは果た
してきただんじやないかと思つております。

ただ、この問題につきましては、やはり財政当
局の担当者としては、単年度主義の予算の中で、
他の施策とのバランスをとりながらこれが編成作
業に当たつていくという問題でございますので、
GNP自身もかつてのようにならなくなつていかな
いという状態の中で、どのようなものが考えられ
るかということについては、にわかにお答えする
だけの自信はありません。率直に申しまして、そ
ういふお答えをせざるを得ない。
○伊藤(茂)委員 終わります。
○森委員 鳥居一雄君。
○鳥居委員 補助金の回収準備資金の取り崩し、
これに係る造幣特会の一部改正であります、取
り崩しのそもそもは、やっぱり減税財源に充てる
べきだということであつたわけですね。それが政
府・与党の財政運営の失敗、その穴埋めに実は回
ることになった。私たちは、減税財源に充てるべ
きだと言ひまして、それで取り崩しができるとい
う意味でこれを主張をしたわけでありませぬ、も
ちろん国民の信認の維持にかかわる重大な問題が
ここにあるわけですから、よつて来るところ
は減税財源ということの要求でありました。この
点につきましては、大臣に後ほどまた伺いたい
と思ひますが、経済企画庁においていたしてお
りますので、まず五十八年度の政府の経済見通し、
それから経済運営の基本的態度、この点につきま
して御質問をしてみたいと思ひます。

五十八年度の経済成長率は名目で五・六%、実
質で三・四。五十八年度が三・四ということにな
りますと、三年続きまして三%前半という非常に
低い成長が続くわけでありませぬ。五十六年度三・
三、五十七年度三・一というものであります。で、
五十八年度の経済にどんな役割りまたは期待を
持つてこの成長率が確定したのか、また五十八
年度経済の姿、上期、下期どのようになると見て
いるのか、まず伺いたいと思ひます。
○横溝政府委員 五十八年度のが国経済の役割
りいかんということが最初の御質問でございます
が、とにかく五十八年度のが国経済を取り巻く
国際環境等厳しい状況でございますし、かつ、他
方では財政状況が厳しいという国内的な状況もご
ざいます、そうした中で、物価の安定を基礎と
しながら国内民間需要を中心とした景気の着実な
回復を図り、持続的な安定成長を達成し、雇用の
安定を確保するというようなことが五十八年度経
済に課せられた課題かと存じます。

それで、御存じのとおり、五十七年度経済と申
しますのは、第二次オイルショックの影響でその
直接的なデフレ効果が五十五年、五十六年とあつ
たわけでございますけれども、それはかなり薄れ
てきて、五十七年度は消費などはある程度のプラ
スになる、物価も安定するという状況になつたわ
けでありますけれども、他方では世界経済の方
が、第二次石油危機の後、アメリカ、イギリス、
西ドイツ等を中心にして非常に厳しいインフ
レ抑制策をとつたということもありまして、非常
に停滞いたしました。それが輸出の減少あるいは
アメリカの高金利を発端といたしまして世界的な
なり高い金利の状況というふうな中で、日本の輸
出の減退あるいは日本国内においても金利が高い
というふうなことで、かつそうした中で在庫が再
び多過ぎるというところで、在庫の二段調整とい
うようなことで三・一%程度の成長にとどまつたわ
けでございます。
来年度につきましては、一方ではこの在庫調整
がかなり済む、今年度あるいは来年度当初に多少

かかるかもしれないけれども、その後は在庫調整は済んで、在庫はプラスの局面に移るだろうというところが一つございます。

それから、物価の安定が引き続きと思われまうので、これは個人消費の着実な拡大に資すると思われまう。

それから、アメリカを中心とする高金利というのはかなりの程度下がってきておりまして、いままもなおかなりの水準でございまして、金利の低下というのも国内経済にプラスの影響を及ぼすと思われまうし、かつ、かなり進みまして円安というものは正の動きも生じておることは御存じのとおりで、これが物価の安定なり交易条件の改善、企業収益の改善等、日本経済にプラスの影響を及ぼすと思われまう。

それから、昨年につきましてはOECD諸国の経済成長率、OECD事務局の見通しによりまして、全体がマイナス〇・五%とマイナス成長でございましたが、これはプラス一・五%程度と見込まれておりました、マイナスからプラスに世界経済の拡大のテンポは変わるといふこともプラスの環境にならうかと思われまう。

そういう、いろんな昨年度厳しい状況であった對外条件、国内の一部の条件も改善されていくと思われまうので、三・四%程度の成長が来年度は見込まれるというところでございまして。

上下別の姿がどうかという御質問でございますが、これも私も上下別とか四半期別とかに分けて推計はいたしておりませぬけれども、世界経済の方がやはりことしの上期にアメリカを筆頭といたしまして回復を開始し、回復を開始するだけでございますが、下期にかけてだんだんとスピードを上げていくというふうな国際的に見られておりますので、来年度上期よりも下期の方が明るさが増してくるものと考えております。

○鳥居委員 五十八年度予算に国民が現在期待しているものというものは、この深刻な失業の増大あるいは中小企業の危機、財政赤字の拡大、こういった問題をいかにして解決するかということに

尽きるだろうと思っております。対外的には、不況に苦しんでいる世界経済の再活性化、これにどうのよう貢献していくかということだと思っておりますが、実質三・四%という低い成長率でこういう問題の解決が一体できるかどうか、どう見ていらっしゃるのですか。

○横溝政府委員 失業の状況でございまして、五十七年度は二・四%程度、百四十万人程度を見込んでおりまして、五十八年度は百三十五万人程度、二・三%程度、若干の改善を期待できるのではないかと見込んでおります。

三・四%成長でございまして、五十七年度の経済の姿が、これは上半期の実績が出ておるわけで、上下別の姿がある程度うかがえるわけで、五十七年度の上半期は前期比二・五%経済が拡大いたしました。これは財政の前倒しということもありまして、そのほか、住宅に政策的な手段を講じたということがありまして、消費が比較的高かったということもありまして、前期が二・五%、年率にしますと五%程度のかなりのハイスピードで拡大いたしました。したがって、三・一という年度の成長を前提にいたしますと、下期は一%前後とちよつと減速しているかっこうにならうかと思われまう。そういう下期減速した姿から年度平均三・四%になると申しますのは、これをカーブで見ますとかなりハイスピードで、前期比ペースで見ると、ハイスピードの拡大になるのではないかと思われまう。

ちなみに、日本経済研究センターというところが四半期ごとに経済予測をしておりますが、昨年の十二月に日経センターが行いました経済見通しでは、来年度の経済成長率二・七でございまして、二・七というのは政府の三・四より低いわけでございまして、年度全体が二・七でも、五十八年度第四・四半期のGNPの前年同期比は四・六%であります。平均二・七でも、最後の四半期は前年に比べて四・六という姿が日経センターの予測では描かれておるわけでありまして、そこから類推いたしますとも、三・四%成長というのとはかな

り下期に明るくなつていくと思われまう。そうしますと、他方では雇用調整給付金とか個別雇用対策もいろいろ充実を図らうといたしておるわけで、三・四%成長のもとでも失業の悪化は避けられるのではないかと見ております。

世界経済再活性化への寄与についての御質問でございまして、三・四%程度の成長ですと、輸入の実質の伸びも恐らく三%程度ということになるかと思われまうけれども、再活性化と申しますと、それ以外に、保護主義を防退するとかあるいは発展産業について国際協力をやるとか、いろいろな側面があるわけでございまして、総合的に日本国としては再活性化へ応分の寄与ができるのではないかと考えております。

○鳥居委員 五十七年度が内需中心の回復、こういう基本方針だと思っております。当初五十六年度経済の三%程度の成長から五・二%の成長を目指す。三%から五%成長というものですから、それなりに回復という表現はわかるんですけれども、五十八年度の見通しについては三・一%が三・四%という目標で推移するわけでありまして、果たしてこれが内需中心の回復と一体言えるんだらうか。回復というのは五十八年度経済がどんな状態になるかを言うのか、いかがですか。

○横溝政府委員 先ほど申しましたように、五十七年度経済は、世界経済の同時不況といえますが、その停滞の影響を受けて輸出がマイナスになったという影響を受けました。それから、在庫の二段調整ということでも在庫減らしが進んでいるということでも停滞したわけで、それが五十七年度上下別に分けますと、先ほど申しましたように、五十七年度上期に比べて下期はやや鈍化するかっこうになっておるわけでございまして。これが来年度は、五十七年度経済の非常におもしろいことになっておりました世界経済の停滞の影響が少なくともプラスに変わる、在庫調整も進んで在庫もプラスに転ずる、そういうことを通じてやはり民間経済分野において明るさがだんだん出てくる。年度の途中の推移、四半期別あるいは

上下別はよくわからない、正確にはわれわれ数字はつくっておきませぬけれども、そのおよその姿から言いますと、五十七年度上期が高く下期が鈍化したのに対して、やはりかなりのハイスピードで、五十八年度第四・四半期は日経センターの予測で四・六とありますから、あるいはそれ以上のスピードで回復すると思われまうわけでございまして、いわばスピードから言いますと民間需要を中心としてかなりの拡大につながっていくと考えておるわけでございまして。

○鳥居委員 成長率の寄与度でありますけれども、これは経済企画庁のお持ちの数字であります。

五十七年度、五十八年度当初見通しが実質で五・二、三・四%でありまして、五十八年度の寄与度を内需、外需見てみますと、内需が二・八、外需が〇・六、内需の個人消費が二・一%。五十七年度は内需が三・〇%、外需が〇・一%、個人消費が二・三%で、この両年度とも内需の寄与度はほぼ同じような状況だと言えようと思っております。ということは、五十八年度の内需も五十七年度程度の回復感のない低迷状態、それが続く、こういうことになつてくるんじゃないかと思っております。

五十八年度に深刻化した失業、中小企業あるいは財政赤字、この解決が一体できるのか。輸出で〇・六%見ているわけですが、五十八年度は内需が柱になるという以上、五十八年度も景気の低迷を予想せざるを得ないと思っておりますけれども、この点はどういうふうにごらんになりますか。

○横溝政府委員 数字は御指摘になりましたような姿、そのとおりでございまして。したがって、年度平均で見ますと、五十七年度と五十八年度と経済全体の拡大テンポは、五十八年度の方が若干高まっておりますが、そう大きな変化がない。

そうすると、景気の停滞感というのは五十八年度も続くのではないかと御指摘でございますが、先ほど来申し上げておりますように、いわば年度平均同士の数字ではなくて、その途中の経

過、カーブからいけますと、五十七年度後半やや
一服ぎみのところに対して、五十八年度はかなり
ハイスピードで、ことに年度後半に上り上がり
景気が高まっていくのではないかと考えておりま
すので、いわば先行きの受け取り方としては、五
十七年度はかなり高いスピードから減速してい
たわけですが、五十八年度はそれからだんだん立
ち上がっていくという姿が世界経済全体との関連
からもうかがわれるわけでありまして、いわば五
十七年度に比べれば先行き明るさが見える姿にな
るうかと考えております。

○鳥居委員 それでは個人消費を伺いたいと思
うのです。

内需二・九%の寄与度のうちの二・一%を占め
ておりますけれども、伸び率が前年比三・九%、
これは非常に高いですね。民間設備投資が二・
九%の伸び率、住宅が二・六%、これを大きく上
回っているわけですから、個人消費の伸びを
こういうふうに見込める、その根拠というのはい
一体どういふことなんでしょうか。

○横溝政府委員 御指摘のとおり、五十八年度の
個人消費の政府見通しは実質三・九%の伸びで
ございます。これは五十七年度、本年度の四・三
と比べますと若干低いですが、四%前後というこ
とでは、ほぼ同じような拡大を見込んでい
ることかと思ひます。

これの根拠いかんという御質問でございます
が、一つは雇用者所得、要するに、三・四%程度
の経済成長の中で所得が安定的に拡大するだろ
うというのが一つの要因でございます。その中身
といたしまして、雇用者所得の見込みといたしま
しては、五十七年度名目でございますが六・三%
に対して、五十八年度は六・六%程度雇用者所得
が拡大すると見込んでおります。

それから財産所得、これが五十七年度三・二%
程度の増加が、五十八年度は七・八%程度の増加
を見込んでおりまして、この財産所得も、個人の
財産がふえるというところは個人消費に関連してい
こうかと思ひます。こういう所得面の増加の見込

みが一ございませう。

それからもう一つは、この所得の伸びに対して
消費性向、所得の中でどれくらい消費に回すかと
いう消費性向の動きを最近見ますと、安定的に推
移しております。やや少しずつ上がっているとい
う状況でありますので、来年度も平均個人消費
性向が少し上がらないかと思つておりま
す。そういうことで、名目消費がふえるというの
が一ございませう。

他方では、物価が引き続き三%前後で安定基調
を維持するであろう。そうしますと、実質消費が、
やや低目ですけれども今年度とそう大きく変わら
ない拡大を見込んでいいのではないかと考えてお
ります。

○鳥居委員 それで、消費関連指標を見てみま
す。ここへ来まして百貨店の売上高、この低迷、
伸び悩み、これが必ずしも暖冬のためばかりとは
言えないのじやないかと思つたのです。残業ある
いはボーナスの点で伸び悩みというのがあり、それ
を如実に物語っている数字であると私は思うので
す。

それで、消費の低迷で指摘しなければなら
ないのが、減税の見送りによる租税負担の増大、これ
が一つ挙げられるだろうと思つたのです。非消費支
出、これの実収入に対する比率を見ますと、
このところぐんとシェアがふえてきておりま
す。五十五年一一・四%、五十四年一一・一%、
五十五年一一・八、五十六年一一・三、五十七年
九月までの数字でありますが一四・四、これは国
民生活白書によります。総理府統計局の家計調査
によるものです。減税しないで本当に内需の拡大
が図れるのだろうか、こう思うのですが、経企庁
はどういふふうにか考へますか。

○横溝政府委員 ちょっといまの数字、私手元
にございませうが、恐らく先生御指摘のような非消
費支出の割合がふえているというは事実でござ
います。

他方、所得からそういう非消費支出を除いたも
のが可処分所得でございますけれども、この可処

分所得が消費に回るわけでございます。です
から、そういう非消費支出のウェイトがふえており
まして、それを除いた残りの可処分所得がどう
かということが実際の消費につながっていくわけ
でございますが、家計費調査によりますと、勤労
者の可処分所得は、たとえば五十七年四月六月が
実質三・〇%、七月九月期が五・〇%というふう
にふえておりまして、十一月十二月は、ちよつとま
だ十二月が出ておりませんが、このよう
に、確かにおっしゃるやうに非消費支出の割合は
ふえておる。勤労者に対する税とか社会保険料負
担はふえてはいるのですが、それを除いた残りの
可処分所得も実質で前年に比べてある程度ふえて
おるといふことで、その減税をしていない影響と
いふのは当然あるかと思ひますけれども、結果
的に見れば、それなりの消費の原資はふえている
という見方もできようかと思ひます。

○鳥居委員 そうすると、生活実感から幾つかの
数字を挙げてみたいと思つたのです。

これは、大蔵省が昨年の十二月十四日政府税調
に対して提出した資料でありますけれども、標準
家庭、夫婦子供二人、年収三百万円、この世帯で
は五十二年から五十七年までの間に所得税と住民
税の合計が二・五三倍になった。税引き後の手取
りは一・三二倍、つまり約半分にとどまっている
という一つの数字があります。

この数字は私鉄総連の調査の結果ですけれど
も、大阪のある電車の車掌さん、Aさん三十五歳、
過去三年間の基準賃金が月額二万七千六百六十円
ふえた。これに対しては税、社会保障負担が月額
一万四千三百五十七円、賃上げの五四%が自動的
に引かれるという結果になって、残りも物価上昇
で実質目減りとなつておる。

それから、年収六百万円の標準家庭、夫婦子供
二人、このサラリーマンが五十八年に六%のペ
アアップがあつたと仮定すると、所得税と住民税
合わせた税金は一三・五%増加、金額で言うと、
六%のペアで三十六万円ふえても、税金で八万三
千円、社会保険料が三万円ふえる、こういう結果

になる。実際の手取りは二十四万七千円。六%の
ペアでも実際の手取りというのは四%増加で二十
四万七千円。六%のペアであつても手取りは
四%。これでは、物価の上昇を考えますとも手取
口というのが実態ですね。ましてや、人勧凍結あ
るいは年金スライド凍結を理由にして賃上げ論が
広がっている中で、消費の環境というのはいくら
も一方だと言わざるを得ないと思つたのです。

○横溝政府委員 いま御指摘になりました幾つか
の所得税、住民税等の負担の状況の数字につきま
しては、私にわかに数字的な検討は何ともちよつ
と申しかねるのでございませうが、要するに、そ
ういふのを踏まえた上で先生の御指摘は、そういう
質問でございませうが、消費がいままでの拡大ス
ピードに比べてさらに大きな拡大テンポでど
んふえていくということをわれわれ見込んでお
るわけではございませう。要するに、五十七年度
にあつたような消費の拡大のテンポよりやや低目
のテンポは維持できるだろうと見ておるだけで
ございまして、ですから、消費が先行きどんどん
復してふえて、いままでよりも目立って、たと
う拡大テンポがふえていくところまでは、
とても想定はしていないわけでございます。

○鳥居委員 大蔵大臣に伺ひますが、けさの新聞
によりまして「農家の税金天国」許さず 国税
当局 収入はほぼ完全掌握 申告、実際の四分の
一、こういう報道がございませう。ごらんになつて
いらつしやると思ひます。また、二月十六日、各
紙の伝えるところによりますと、「所得一千万円
未満で億ションが買えるの」こういう見出しで大
変な状況が報道されております。

これは、いろいろな意味を持つていられると
私は思うのですが、この報道をごらんになりまし
て、率直な意見をまず伺ひたいと思ひます。

○竹下国務大臣 巷間言われておりますやうな税

負担の不公平があるとは私は必ずしも考えておりません。それはお互い政治家として自分の出身の選挙区等が絶えず念頭にありながらでございますので、私は開発途上—開発途上は適当でないですが、俗稱後進国でございますので、そういうような感じは余りありません。

しかしながら、税務調査実績からして過少申告を行う不誠実な納税者がおるといことは、私もそれはわかりません。私も予算を編成するに際しいつも考えますのは、いわゆる農家の人が約百三十億、これは五十六年ベースでございますけれども、申告所得がある。そうすると、まあ大体源泉等はその倍々らしいの三百二十、三十億くらいかな。一方、支出されておるものは、五十六年度の農業関係予算で三兆二百億ですか、そういうところにいるいろいろな、私もある種の感懐を覚えながら予算に臨むわけでございます。したがって、ごくレアリトケースとしてそういうことはあり得るということ、否定する考えは全くございませんが、そういうことをなくす努力というものがお一層払われていかなければならぬ問題だな、こういう感じが素朴にしたいということを申し上げたいと思ひます。

○鳥居委員 私、この報道を見まして、まず国税庁の職員の方々がよくやっていると、これはどなたも認めると思ひますが、一〇〇%捕捉されているサラリーマンにとりましては、大変にふんまんやる方ない事実だと思ひます。捕捉率から言ひましてクロヨン、トゴサンと言われる実態が、その氷山の一角かもしれませんが、こういう形で立証されてくる。ですから、六年連続して所得減税がない、一方において税の不公平がこうやってまかり通る、こういうふんまんやる方ない事態、それが税に対する不満をつのらせているだろうと思ひます。

きょうは同僚議員も、いろいろな角度から減税の要求、減税をやらなければならぬ時期、これについて大臣のお考えを伺つたわけでありまして、財源問題は確かに財源問題、しかし、もう

りぎり減税をやらなければならぬところに来ていると、政治家として、私は大臣も恐らくそう御判断されているだろうと思ひますが、その点についていかがでしょうか。

○竹下国務大臣 そういう国民的要請でも申しますか、それが強いという認識は私にも十分ございます。

さればとて、率直に言つて、それは各国の会議に行つてまいりまして、日本の税制を見ながらこれが高過ぎるという指摘はむしろ少ないわけでありませう。そうすると、お互いの体質が高度経済成長になれ過ぎておるといふある種の反省もなければならぬといふようなことを総合的に勘案した場合、現状における判断として減税の要求に對してはこたえ得なかつた。だから、これが単なる数字上の問題だけでなく、いま御指摘のある種の政治的意義といふものを持つた世論といふものを肌で感ずるといふ状態には私自身もあつたと思ひます。

したがつて、これはまさに国会でいろいろ話し合ひも行われておる。それに対して、もとよりその推移を見守るといふことになりませんが、その話し合ひの中でいろいろな資料の要求とかいろいろな問題が提起された場合、それには積極的に協力するのは当然の務めだ、こういう感じでありませう。

○鳥居委員 それでは、補助貨の法案の具体的な問題について伺ひたいと思ひます。
国民の信託を維持するための制度、これが昭和二十五年からずっと維持されてきておるわけですね。それで、この回収準備金の制度、大方の取り崩しをする。これは従来の国民の信託の維持といふことの信託の解釈に変更があるのですか。百八十度変わったといふことなんですか。信託といふのは一体何ですか。

○窪田政府委員 この仕組みそのものをやめようといふわけではございませんで、財政審で御検討いただきましきときにも、流通額に見合うだけのものを置いておく必要はないのではないかと、その

いう御意見をいただきましたので、私どもは、その限度を政令で定めさせていただきます、その定める額は、いまのところ流通額の一〇%程度でございまして、制度そのものはあくまでも維持してまいりたいと思つておるわけでございます。

○鳥居委員 この信託の維持ということですね、これは貨幣法で明記されている本位貨幣に対する信託の維持ということじゃないんですか。つまり、貨幣法のいわゆる本位貨幣といふのは、信託が金で裏づけされておるわけですね。それに対して補助貨の方については、本位貨幣に對して信託の維持を図るための制度としてつくらなければならなかつた、こういう意味の信託じゃありませんか。

○加藤隆政府委員 造幣局の特別会計法の十八条の三項でございまして、回収準備金の目的が書いてございまして、補助貨の引きかえまたは回収に充てるほかとございまして、引きかえ、回収は何であるかということになります。経緯的に考えまして、ただいま御指摘のような貨幣法の本位貨幣から発して、この資金の類似のものは、御承知のように明治三十五年にできたわけでございまして、その段階では、ただいまお話しのような本位貨幣的な要素が多かつたと思ひます。その場合には、明治三十年から昭和二十五年ぐらゐまで戦争中を通じて、平均

いたしまして流通額の大体一五%ぐらゐが資金にございました。
したがつて、経緯的に見ますと、そういう本位貨幣的な要素が背後にあつたと思ひますが、戦後二十五年にこの回収準備金ができました際に、引きかえ、回収といふことで二十五年から二十八年まで、これは一〇%準備を充てるような法構成になつておつたわけでございまして、したがつて私どもとしては、明治以来の觀念が、一五%ぐらゐできたものが戦後一〇%といふことで置きかえられたといふことで、本位貨幣的な信託といふものと、その補助貨になつた場合にこの引きか

え、回収がいつでも円滑に行われるといふことが信託といふことになつておるのではないかと、いふふうな解釈をしておるわけでございまして。現在のところは引きかえ、回収といふ、実定法はそうなつておりますが、経緯的にそんなふうなつながりがあると思ひます。

○鳥居委員 次に、政令で定める額ですけれども、これは流通高の一〇%という意味なんだと、提出していただきました資料を、実績を見ますと、五十三、五十四、五十五、五十六と四年がございまして、引きかえ、回収率を見ますと、大体〇・六八、一・〇一、〇・五八、〇・五二、大体一%前後といふのがいわゆる回収率ですね。それから造幣局経費、これを一〇%の中で見ようといふことのようにありますが、造幣局経費といふのも、大体において百八十億からたかだか二百億に届かない。

そういう状況の中で、本場に必要なる回収額と造幣局事業費、本場に必要なるものといふのは少なくとも、このところ十年ぐらゐのいろいろ変動がありませうけれども、三%程度見ておけば事足れる、これをどうして一〇%見なければならぬんだらうか、こう思ふのです。それで、事業費として五%見て、回収資金として五%見ておるんだといふことではあります、高く見なければならぬ理由といふのは何でしょうか。

○窪田政府委員 御指摘のように、最近の数字は二、三%あるいはもうちよつと途中高い場合もございまして、いまおつしやいましたように、この資金の使ひ道は、回収のためと鑄造経費と申しますか造幣局の経費に充てる、これが二つの大きな使ひ道でございまして、回収率は、最近では低うございまして、たとえ昭和四十二年でございまして、四・七%でございまして、あるいは制度発足時の二十六年、二十七年は六%台といふふうな非常に高かつた時期もあるわけでございまして、鑄造経費につきましては、四十九年度四・七%あるいは三十年代に入り

